るところ、携帯電話会社から、話中継基地局が設置されてい場に2基の携帯電場において既に2基の携帯電 局を設置する計画が示されま 隣接する駐車場に新たに基地 地域住民は既に設置

もに総員の賛成により採択し 地域住民の意向を尊重し 建設常任委員会、本会議と **電話会社に市有地を貸さ** 局設置のために携

第19号の被害により、立入禁を図るため、令和元年の台風 できるだけ早急な修復工事を 止となっている散在ガ池森林 注携の下、 なよび関連 より地 園せせらぎの小径について、 、ホタルの保護育成<連する各種団体の近隣の自治・町内会 連する各種 の環境保護推進

5入り禁止措置解消につい鎌倉湖せせらぎの小径の立

結果は次のとおりです。

事業者の法令遵守体制を検 定議案に関して選定された

情2件を継続審査とし、請願 不採択としました。また、陳 情2件を採択し、 陳情1件を 18件を議決不要

本会議において陳 成により、本会議は多数の賛 成により採択しました。 鎌倉市生涯学習センター指 総務常任委員会は総員の賛

に用地を貸与しないよう求め

員会に付託し審査を行いまし

陳情

23件を各常任委

して3基も立つことは受け入れ観にそぐわない基地局が近接 である鎌倉市が携帯電話会社 られないことから、土地所有者 電磁波に四六時中さらされて いることに不安を感じているこ されている2基の基地局からの 閑静な住宅地の景

れました。このうち、

6月定例会の開会前に、

0

議決結

果



請願・陳情について

市民の皆さまの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として 請願と陳情があります。 請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情 は不要です。請願・陳情はいつでも受け付けていますが、直近の定例会で審査 を行うためには、定例会が始まる日の前日が受付期限になって

提出に当たっては、所定の様式がありますので、議会事務局 までお問い合わせください。なお、様式は鎌倉市議会ホームペー ジからダウンロードできます。

6月16日開催 審査した内容(陳情1件、報告事項5件)

ないことを求める陳情

<u> 令和4年度の海水浴場について</u>

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および令和3年度 は、海水浴場を開設していませんでしたが、市として海岸に近接する自 治・町内会および海の家を営業する海浜組合などと協議・検討を重ね、コ ロナ禍における海水浴場の在り方や対策などをまとめ、合意に至ったこと から、令和4年度は3年ぶりに海水浴場を開設することになったとのこと です

開設する海水浴場は材木座、由比ガ浜および腰越の3カ所で、期間は 令和4年(2022年)7月1日から8月31日まで、開設時間は午前9時か ら午後5時までとのことです。

コロナ禍における開設に当たっては、①まん延防止等重点措置の実施 時または緊急事態宣言の発出時に神奈川県から要請があった場合は、速 やかに海水浴場を休場すること、②同措置の実施時または同宣言の発出 時には、県からの休場要請の有無を問わず、市および海浜組合連合会において対応の協議を行うこと、③各海の家は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、マスク飲食認証実施店の認証に努めること、④取り決 めに従わない海の家については、各海浜組合の規約に基づき罰則を科す ることなどを自治・町内会および海浜組合との協議の上、必要な事項と して確認したとのことです。

また、令和4年度からの新たな取組として、 離岸流を検知する「海辺のみまもりシステム」 の導入(由比ガ浜海水浴場のみ)やドローン を活用した監視業務を行う旨の報告がありま

委員会では、報告事項について了承されま



新たに導入されたドローン

6月20日開催 審査した内容(議案2件、陳情1件、報告事項6件)

<u>陳情第8号 地域住民の意向を尊重し、無線基地局設置のために携帯</u> 電話会社に市有地を貸さないことを求める陳情

陳情提出理由は、鎌倉市佐助に所在する駐車場に携帯電話中継基地局を新 たに設置する計画が示されたことを受け、地域住民は既に周辺にある2基の 基地局からの電磁波に不安を感じていること、また基地局は閑静な住宅地の 景観にそぐわないことから、鎌倉市に対し、携帯電話会社に市有地を貸さな いことを求めるというものです。

それに対して市の説明では、携帯電話会社から、地域住民および地元自治 会長を訪問して説明を行い、理解を得たとの報告があったとのことです。ま た、この土地は行政目的を持たない普通財産であり、かつ事業内容が公共性 の高いものであることから、貸し付けを行う方向で検討してきましたが、地 元自治会が携帯電話会社に対して説明会の開催を要請しており、説明会にお ける話し合いの状況等を踏まえて判断したいとのことです。

委員会における議論では、市有地の貸し付けは慎重に行うべきであり、説 明会の経緯も見守りたいことから、「継続審査」にすべきとの意見がありまし

-方で、条例等(※)において、事業者に説明会の開催を求めることがで きるのは地縁団体のみとされている規定に課題があること、また、地域住民 から相当数の署名を添えて陳情が提出された思いを受け止めるべきであるこ と、さらに、設置予定場所は集合住宅に近接し、景観上の問題があることか ら、「結論を出す」べきとの意見がありました。

その後、多数により結論を出すこととし、継続審査を主張した委員も加わ り採決が行われた結果、本陳情は総員の賛成により採択されました。

※鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例および同条例施行規則

市民環境常任委員会

建設常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委

教育福祉常任委員会

6月17日開催 審査した内容(議案5件、陳情1件、報告事項 10 件)

<u>陳情第6号 鎌倉湖せせらぎの小径の立ち入り禁止措置解消</u> <u>についての陳情</u>

本陳情の要旨は、行政、近隣の自治・町内会および関連する各種団体の連携の 下、ホタルの保護育成により地域の環境保護推進を図るため、令和元年の台風第 19号の被害により、立入禁止となっている散在ガ池森林公園せせらぎの小径につ いて、できるだけ早急な修復工事を求めるというものでした。

市の説明によると、公園内の倒木や支障木への対応作業は、主に道路や住宅 周辺の箇所を優先的に進めてきたことから、利用者が限定的であった当該小径 は現在も立入禁止の状態であるとのことですが、今後は通行再開に向けて、令和4 年度に隣接の土地所有者との調整を行い、令和5年度には倒木の除去作業を実施、 さらに老朽化した木道については、部分的な修繕を行うとのことです。

また、ホタルを観察するのは日没後であるため、閉園時間後の活動については、

ホタルを復活させるための具体的な 活動内容を聞いた上で、安全面を考慮 し、法令に沿った対応をしていきたい とのことです。

委員会では、「ホタルの保護育成と いう有意義な活動を望むものであり、 小径を早めに修復すべき」などの意見 が出され、総員の賛成により採択され ました。



散在ガ池森林公園せせらぎの小径

6月15日開催

審査した内容(議案2件、請願2件、陳情21件、報告事項8件)

議案第7号 指定管理者の指定について

令和4年(2022年) 10 月 1 日から令和9年(2027年) 9月 30 日までの5年 間、鎌倉市生涯学習センター条例に定める鎌倉生涯学習センターほか 5 施設 の指定管理者として、「鎌倉CITYパートナーズ」を指定しようとするもの

選定に当たっては、鎌倉市生涯学習センター指定管理者選定委員会を設置 し、応募のあった2団体に対し書類審査、プレゼンテーションおよびヒアリ ングを行い審議したところ、当該団体が指定管理者にふさわしいとの結論を 得たことから、教育委員会5月定例会の議論を経て選定されたとのことです

委員会では、一部委員から、「市民の要望や改善すべき点について、市とし て行った努力が見えてこない」、「市民の利用実態に合わせた利用しやすい環 境をつくることが市の責任である」との意見が出されましたが、その後、採 決の結果、多数の賛成により可決されました。

議案第 13号 業務委託契約の締結について

鎌倉市立小・中学校冷暖房設備設置業務委託について、一般競争入札の結 果、株式会社二十一設計と契約を締結しようとするものです。

その内容は、既に冷暖房設備を設置している大船中学校を除く小・中学校 24 校の理科室、家庭科室、図工室等の専科教室や、視聴覚室、少人数教室など、 主に児童・生徒が学習等に利用する教室に冷暖房設備を設置するため、 工事に関する調査、設計、積算、施工、監理等の一切の業務を当該事業者に 一括して委託するもので、契約金額は20億9770万円、契約期間は、仮契約の期 間も含め、令和4年(2022年)6月8日から令和5年(2023年)3月31日 までとのことです。

委員会では、総員の賛成により可決されました。